

長門市「熱中症対策一時休憩所」の登録等に関する要項

令和6年7月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、熱中症による市民の健康被害の発生を防止するため、市内の施設を「熱中症対策一時休憩所」として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「熱中症対策一時休憩所」とは、市が登録する運用期間に、「暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設」として、本市における熱中症対策に資するために開設する施設をいう。

(登録にかかる基準)

第3条 熱中症対策一時休憩所の登録を受けることができる施設は、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 椅子等の提供が可能なこと。
- (3) 熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (4) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (5) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(登録申請)

第4条 熱中症対策一時休憩所の登録を受けようとする施設を管理する者は、長門市「熱中症対策一時休憩所」登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市の所有する施設にあつては、この限りでない。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を熱中症対策一時休憩所として登録し、当該申請を行った者に対して、長門市「熱中症対策一時休憩所」登録通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の規定による登録を受けた施設は、市から配布される熱中症対策一時休憩所に関するポスター等を、見やすい位置に設置するものとする。

3 熱中症対策一時休憩所運用期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で、1年間更新されるものとする。

(登録簿)

第6条 市長は、前条第1項の規定による登録を行った又は市の管理する施設を熱中症対策一時休憩所に登録したときは、当該登録した施設に係る事項を登

録簿に記載し公開するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、熱中症対策一時休憩所の登録を取り消したときは、登録の取り消しを受けた施設の管理者に対して、長門市「熱中症対策一時休憩所」登録取消通知書(様式第3号)を交付し、前条に規定する登録簿から当該登録を取り消した施設を削除するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要項は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長門市「熱中症対策一時休憩所」登録申請書

◆公開情報

名称	
住所	
電話番号	
開放可能日時	曜日： 時間：
受入可能人数	
受入可能場所	
備考	

◆非公開情報

ご担当部署	
ご担当者指名	
ご担当連絡先	電話： メール：
備考	

○熱中症対策一時休憩所登録申請にあたっては、別紙【長門市「熱中症対策一時休憩所」について】をご覧ください。

○公表に際して、文字数の関係で内容を一部修正することがありますので、ご了承ください。

○熱中症対策一時休憩所運用期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で、1年間更新されるものとします。

送付先:長門市役所市民生活部生活環境課 環境衛生班
〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2
TEL 0837-23-1134
FAX 0837-23-1135
電子メール kankyo@city.nagato.lg.jp

別紙

長門市「熱中症対策一時休憩所」について

■ 熱中症対策一時休憩所とは？

長門市が、冷房設備を有する等の要件を満たす民間施設を申請に基づいて、また、市の所有する施設を熱中症対策一時休憩所として登録したもので、市民等が暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設のことです。また、この取組みは、気候変動法の規定に基づく熱中症特別警戒アラート発表時の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」ではありません。

■ 熱中症対策一時休憩所の要件は？

登録に必要な施設の要件は以下の5つです。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 椅子等の提供が可能なこと。
- (3) 熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (4) 公序良俗に反する施設でないこと。

申請される受入可能人数が滞在できるスペースがあればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

■ 登録されるとどうなりますか？

市ホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で市民へ広く広報・周知を行い、活用を呼び掛けます。また、登録受付は随時行っています。

■ 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればよいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、運用期間※中は受け入れをお願いします。※熱中症対策一時休憩所運用期間は、長門市が定める運用期間（令和8年度は6/1～9/30）です。

■ 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？

申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。

■ 具体的に何をすればよいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で市民等の受け入れをお願いします。このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありませんが、椅子等をご用意下さい。また、熱中症対策一時休憩所であることを示すポスター等の掲示をお願いします。

■ 受入可能人数を超えて市民等が来られた場合はどうすればよいですか？

申請時の「受入可能人数」を超えた人数が来られた場合でも、滞在が可能であれば受け入れをお願いします。営業等に支障が出ない範囲で、施設・店舗でご判断ください。

■ 熱中症対策一時休憩所の登録をはずしてほしいときはどうすればよいですか？また、来年以降も毎年申請が必要ですか？

登録を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが長門市生活環境課へご連絡をお願いします。後ほど長門市「熱中症対策一時休憩所」登録取消通知書を送付させていただきます。来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合自動的に登録を継続させていただきます。

■ 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？

申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、生活環境課までご連絡ください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

御中

長門市長 印

長門市「熱中症対策一時休憩所」登録通知書

年 月 日 付け申請のあった件について、長門市「熱中症対策一時休憩所」の登録等に関する要項第5条の規定により、次のとおり登録します。

1. 登録施設の名称
2. 登録施設の所在地
3. 登録日
4. 登録番号

※ 登録施設の名称、所在地、開放可能日等及び受け入れ可能見込人数を、市のホームページ等で公表します。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

御中

長門市長 印

長門市「熱中症対策一時休憩所」登録取消通知書

年 月 日付け 第 号 で登録した件について、次の理由により登録を取り消しましたので長門市「熱中症対策一時休憩所」の登録等に関する要項第7条の規定により、次のとおり通知します。

登録取消理由